## 第8号議案

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例の件

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例(平成14年12月条例第37号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成31年4月分から平成32年3月分まで」を「令和2年4月分から 令和3年3月分まで」に改める。

附則第2項を削り、附則第3項中「本則及び前項の規定にかかわらず、特別職の職員」を「特別職の職員」に改め、同項を附則第2項とし、附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同項を附則第3項とする。

(職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正) 第2条 神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例 (平成11年10月条例第36号)の一部を次のように改正する。

本則中「令和元年度」を「令和2年度」に,「100分の225」を「100分の222.5」に,「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附則第2項中「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める改正規定及び第2条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

## 理 由

市長及び副市長の給料月額及び期末手当の減額を継続する等に当たり、条例を 改正する必要があるため。 (参考 1)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は,改正部分を示す。)

(改 正 案)

(現 行)

令和2年4月分から令和3年3月分まで

平成31年4月分から平成32年3月分までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和26年3月条例第9号)第2条第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第2号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。

附 則

\_(平成31年4月分及び同年5月分の給料月額 の特例)

2 本則の規定にかかわらず、平成31年4月分及 び同年5月分の市長及び副市長(副市長にあっ ては、平成30年3月31日において在職していた 者に限る。)の給料月額に係る特別職の職員で常 勤のものの給与に関する条例第2条第1項第1 号及び第2号の規定の適用については、同項第 1号中「1,410,000円」とあるのは「705,000 円」と、同項第2号中「1,110,000円」とある のは「666,000円」とする。

(適用範囲)

3 本則及び前項の規定にかかわらず,特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第3条に規定する地域手当を除くほか,給料月額を基礎として支給額を決定する手当の算定については,同条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する給料月額によるものとする。

(この条例の失効)

<u>4</u> この条例は、<u>平成32年3月31日</u>限り、その

2 特別職の職員

令和3年3月31日

効力を失う。

(参考 2)

神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は,改正部分を示す。)

行)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例 (昭和26年3月条例第9号) 第1条に規定する者

(教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管

(現

理者を除く。) に限り, <u>令和元年度</u>の6月1日及

び12月1日を基準日とする期末手当に関する神戸 市職員に対する期末手当等の支給に関する条例

(昭和28年6月条例第23号)第2条第2項の規定

の適用については、同項中「(特別職に属する者

にあつては<u>100分の225</u> (公営企業の管理者にあつ

ては100分の227.5)」とあるのは、「(市長にあつては100分の225に100分の70を乗じて得た割合、副

市長にあつては100分の225に100分の85を乗じて

得た割合、公営企業の管理者にあつては100分の

227.5」とする。

附則

(この条例の失効)

2 この条例は、<u>令和2年3月31日</u>限り、その効力を失う。

令和2年度

(改 正 案)

100分の222.5

100分の225

100分の222.5

100分の222.5

100分の

225

令和3年3月31日